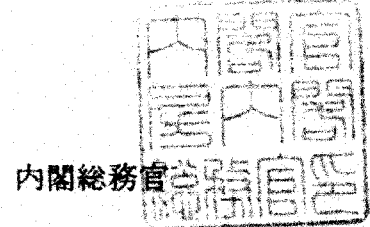


閣 総 第 248 号
令和7年4月18日

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 Tansa
理事長 渡辺 周 様



令和7年2月14日付け行政文書の開示請求（同月17日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
⑤令和4年7月22日の閣議決定「故安倍晋三の葬儀の執行について」の決定過程において作成・使用された文書及び電磁的記録等一切
- 2 開示する行政文書の名称
 - ・「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）」
 - ・「安倍元総理大臣の葬儀の形式について（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）」
 - ・閣議書（故安倍晋三の葬儀の執行について）（令和4年7月22日閣議決定）
 - ・閣議資料（令和4年7月22日）
 - ・決裁文書（故安倍晋三の葬儀の執行について）（令和4年7月21日付け閣総第409号）
 - ・故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議決定）
- 3 不開示とした部分及びその理由
「決裁文書（故安倍晋三の葬儀の執行について）（令和4年7月21日付け閣総第409号）」のうち、職員の内線電話番号については、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。